

報告事項 4

国家賠償等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和6年5月15日

教 職 員 課

国家賠償等請求事件について

1 当事者

原告：名古屋市立学校教諭遺族 4 名

被告：名古屋市及び愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは原告らに対し、総額 8,026 万 5,747 円及びこれに対する平成 28 年 12 月 2 日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

名古屋市立学校の教諭であったA教諭は、平成 27 年 4 月に名古屋市立 B 中学校に異動し、同年 8 月にうつ病と診断され、休職した。A教諭は平成 28 年 2 月に復職し、休職前と同様の職務に従事していたが、同年 11 月頃に再度うつ状態となり、12 月 2 日に自死した。

A教諭の遺族は、A教諭の自死は公務に起因したとして公務災害認定請求を行い、審査請求、再審査請求を経て、令和 5 年 10 月 4 日付けで公務災害として認定された。

(2) 主張の内容

- ① A教諭は人事異動による環境の変化に加え、強い心理的負荷の伴う公務に長時間従事しており、心身の健康を損なう蓋然性の高い状況にあった。当時の B 中学校校長には、A教諭の時間外の業務時間や業務内容が過重なものとなっており、A教諭の心身の健康状態を悪化させ得ることが認識可能であったにもかかわらず、特段の措置を取らなかったという安全配慮義務違反の過失が認められる。
- ② 被告名古屋市は、国家賠償法第 1 条第 1 項により損害賠償責任と、B 中学校の設置者としての安全配慮義務違反による損害賠償責任を負う。
- ③ 被告愛知県は、平成 28 年度当時の関係法令の規定により、名古屋市立学校長の給与負担者であったため、国家賠償法第 3 条第 1 項により、その損害を名古屋市と連帯して賠償する義務がある。